２０２５年１２月

お客さま各位

播州信用金庫

キャッシュカードによるＡＴＭ取引の一部利用制限について
（特殊詐欺防止対策）

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、ご高齢のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードをだまし取る手口により、ＡＴＭで預金を引き出す特殊詐欺が全国的に多発しています。

当金庫では、このような詐欺被害を防止するための対策として、下記の通り一部のお客さまにつきまして、キャッシュカードによるＡＴＭ取引の利用制限を実施させていただきます。

つきましては、大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするため、また、万が一被害に遭われた際には被害額を少しでも抑えるための対策として、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

１．対象となるお客さま
　７０歳以上のお客さまで、過去１年以上他行庫およびコンビニＡＴＭで現金出金の実績がない口座

２．制限内容
　他行庫およびコンビニＡＴＭでの１日当たりの出金限度額を１０万円に制限させていただきます

３．制限開始日
　２０２６年2月１２日（木）より

４．対象となるお客さまでキャッシュカード利用制限の解除をご希望される場合
　平日の営業時間内に当金庫窓口までお申出下さい。ご本人確認の上、利用制限を解除させていただきます。
　【ご持参いただくもの】　本人確認書類、キャッシュカード、お届け印

以上

ひろがる夢とたしかな未来
播州信用金庫